

内容	質問	回答	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
一 般	印鑑登録をしますか?	はい・いいえ	印鑑登録は住所地で行います。前住所地で印鑑登録されていた方は既に廃止されていますので、必要な方は新たに印鑑登録してください。 ※顔写真付本人確認資料がない方、代理人での申請を希望される方は手続方法が異なりますので、担当課にお問い合わせください。	本庁・各支所： 市民課	本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 本人確認資料(顔写真付) 300円(登録手数料)
	住基カードをお持ちですか?	はい・いいえ	前住所地でのカードをお持ちの方で、継続利用を希望する方は、転入届出から90日以内に手続をしてください。 ※暗証番号(数字4桁)を入力していただきます。 ※条件によって継続利用できない場合があります。 ※継続利用しない場合も返納届が必要です。 ※公的個人認証サービス利用者の方は、住所の変更に伴って自動的に電子証明書が失効されます。住基カードへの電子証明書の新規発行および更新の受付は平成27年末をもって終了しました。引き続き公的個人認証サービスの利用を希望する方は、個人番号(マイナンバー)カードの申請をご確認ください。	本庁・各支所： 市民課	本人	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 住基カード 本人確認資料(顔写真の無い様式をお持ちの場合)
	個人番号(マイナンバー)カードをお持ちですか?	はい・いいえ	前住所地でのカードをお持ちの方で、継続利用を希望する方は、転入届出から90日以内に手続をしてください。 ※暗証番号(数字4桁)を入力していただきます。 ※条件によって継続利用できない場合があります。 ※継続利用しない場合も返納届が必要です。 ※公的個人認証サービス利用者の方は、住所の変更に伴って自動的に署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は担当課で再発行申請を行ってください。	本庁・各支所： 市民課		<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 印鑑
	犬を飼っていますか?	はい・いいえ	住所変更が必要です。 ※犬の登録をされていない方は新規登録が必要です。	健康づくり課 (一関保健センター) 各支所：市民課	所有者 本人	<ul style="list-style-type: none"> 犬の鑑札
	新しい住所は市営住宅ですか?	はい・いいえ	既存世帯に転入する場合は、同居承認申請が必要です。	本庁：都市整備課 各支所：産業建設課		
	水道の手続きはしましたか?	はい・いいえ	使用を開始する3営業日前までに使用開始の届出をしてください。 ※電話での手続も可能です。	本庁：水道お客様センター 千厩支所：水道お客様センター千厩	本人 代理人	
	FMあすも専用ラジオをお持ちですか?	はい・いいえ	緊急時や災害時の的確な情報と、地域に密着した情報をお伝えするため、専用ラジオをお貸しします。 ※貸し出しは市民課で行います。 ラジオの詳細は別紙パンフレットをご覧ください。	本庁：総務課 各支所：地域振興課	本人 代理人	
	医療保険・年金・医療費	医療保険は国民健康保険ですか?	はい・いいえ	社会保険等に加入されていない方は、国民健康保険への加入が必要です。 ※新住所が施設の場合や、進学による転入の場合は前住所地の国民健康保険が継続されます。	本庁：国保年金課 各支所：市民課	本人 同居の家族
20～60歳の方で年金未加入の方はいますか?		はい・いいえ	年金加入の手続が必要です。 ※離職し転入された方は国民健康保険加入と同時に手続を行ってください。	本庁：国保年金課 各支所：市民課	本人 同居の家族	<ul style="list-style-type: none"> 保険証(社会保険の任意継続の方の場合)
後期高齢者医療制度の加入者はいますか?		はい・いいえ	新しい保険証等についてご案内します。 ※新住所が施設の場合は前住所地の後期高齢者医療保険が継続されます。	本庁：国保年金課 各支所：市民課	本人 同居の家族	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地発行の負担区分証明書(県外からの転入の場合) マイナンバー(加入者)
65歳以上で一定の障がい(※)がある方はいますか?		はい・いいえ	申請することにより後期高齢者医療制度に加入することができます。 ※該当になる障がいの等級は、担当課へお問い合わせください。	本庁：国保年金課 各支所：市民課	本人 代理人	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー(加入者) 障がいの等級がわかる手帳、証書など
18歳以下のお子様、妊産婦の方、重度心身障害者の方はいますか?ひとり親家庭ですか?		はい・いいえ	各種医療費助成制度があります。 ※子ども医療費助成は18歳に到達する年の年度末の子どもが対象です。そのほかは所得制限がありますので、担当課にお問い合わせください。	本庁：国保年金課 各支所：市民課	本人 同居の家族	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 振込口座がわかるもの 保護者などの所得課税証明書等・マイナンバー(対象者・保護者・申請者)

→裏に続く

内容	質問	回答	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
福祉	身体障害者手帳をお持ちの方はいますか？	はい・いいえ	手帳へ新住所を記載します。	本庁：福祉課 各支所：保健福祉課		・身体障害者手帳 ・個人番号カードなど (マイナンバーがわかるもの) ・印鑑
	心身障害者扶養共済に加入されていますか？	はい・いいえ	現況届や掛金等の連絡先変更があります。	本庁：福祉課 各支所：保健福祉課		・加入者証 ・印鑑
	療育手帳をお持ちですか？	はい・いいえ	住所変更があります。	本庁：福祉課 各支所：保健福祉課		・印鑑 ・療育手帳
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか？	はい・いいえ	住所変更が必要です。 ※県外から転入された場合は、岩手県の手帳に作り変える必要があります。	本庁：福祉課 各支所：保健福祉課		・印鑑 ・精神障害者保健福祉手帳
	自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちですか？	はい・いいえ	住所変更が必要です。	本庁：福祉課 各支所：保健福祉課		・現在の保険証 ・印鑑 ・前住所地で交付された受給者証(写し) ・課税(又は非課税)証明書 ・年金証書 (受給されている方)
	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方はいますか？	はい・いいえ	個々に手続きが異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課 各支所：保健福祉課		
	身体障害者手帳1.2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の方はいますか？	はい・いいえ	福祉乗車券を交付することができます。 ※施設や病院に入所・入院中の方又は自動車税や軽自動車税の減免を受けている該当になりません。	本庁：福祉課 各支所：保健福祉課		・印鑑 ・各手帳
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受けていますか？	はい・いいえ	各手当の手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：保健福祉課		・印鑑 ・手当認定通知書
介護	要介護認定を受けていましたか？	はい・いいえ	前住所地での要介護認定を引き継ぐ場合は転入日から14日以内に手続きしてください。 ※14日を過ぎますと、交付された受給資格証明書が無効となりますので十分に注意してください。	本庁：長寿社会課 各支所：保健福祉課		・前住所地で交付された受給資格証明書 ・医療保険証 (65歳未満の方)
	同居する家族に要介護4・5の方はいますか？	はい・いいえ	要介護4または5の方と同居し、介護している場合、介護手当、介護用品の支給を受けることができます。 ※介護用品の支給は、非課税世帯に限ります。 ※詳しい支給要件等は担当課にお問い合わせ下さい。	本庁：長寿社会課 各支所：保健福祉課		

→次のページ

内容	質問	回答	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
子ども 関係	妊娠中の方はいますか？	はい・いいえ	妊婦一般健康診査受診票の交付や保健サービスの説明を行います。	子育て支援課 (一関保健センター) 各支所：保健福祉課		・母子健康手帳
	中学3年生までの子どもはいますか？	はい・いいえ	児童手当認定請求が転入した日(転入予定日)の翌日から15日以内に必要です。	子育て支援課 (一関保健センター) 各支所：保健福祉課		・健康保険証 ・通帳 ・個人番号カード等
	7歳6か月未満の子どもはいますか？	はい・いいえ	乳幼児健康診査や予防接種等の説明及び必要に応じて乳幼児健康診査受診票・予防接種券を交付します。	子育て支援課 (一関保健センター) 各支所：保健福祉課		・母子健康手帳
	小・中学校に通っている子どもはいますか？	はい・いいえ	就学先の学校と教育委員会への学齢児童生徒異動届の提出が必要です。	本庁：学校教育課 各支所：地域振興課		・印鑑
	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されていますか？	はい・いいえ	住所変更届が必要です。	子育て支援課 (一関保健センター) 各支所：保健福祉課		・(特別)児童扶養手当証書 ・個人番号カード等
	すでに市内の保育園、こども園に通っている(通うことが決まっている)子どもはいますか？	はい・いいえ	教育・保育給付認定等の申請が必要です。	子育て支援課 (一関保健センター) 各支所：保健福祉課		・個人番号カード等 (マイナンバーがわかるもの)

転入された方は、該当する箇所の住民サービスを受けることができます。
ただし、申請をしなければ受けることが出来ないもの、制限等があるものもありますので、詳しくは各担当部署に問い合わせてください。

このチェックシートは、ご本人の確認用ですので提出は不要です。

本庁	竹山町7番2号	電話0191-21-2111	室根支所	室根町折壁字八幡沖345番地	電話0191-64-2111
花泉支所	花泉町涌津字一ノ町29番地	電話0191-82-2211	川崎支所	川崎町薄衣字諏訪前137番地	電話0191-43-2114
大東支所	大東町大原字川内41番地2	電話0191-72-2111	藤沢支所	藤沢町藤沢字町裏187番地	電話0191-63-2111
千厩支所	千厩町千厩字北方174番地	電話0191-53-2111	一関保健センター	山目字前田13番地1	電話0191-21-2160
東山支所	東山町長坂字西本町105番地1	電話0191-47-2111			